

郵便はがき

8500033

長崎県長崎市万才町九の二六

長崎地方裁判所

合議B係御中

裁判長裁判官 武田瑞佳殿

裁判官 富張邦夫殿

裁判官 峯健一郎殿

62 円切手

を貼ってください

ださい

氏名	住所



**裁判官の皆様**、石木ダム事業認定取消訴訟へのご努力に心から敬意を表します。

この裁判では、憲法13条の自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤、及びそれを軸とする人間関係という権利・利益の重要性を考えたとき、これらの権利・利益を犠牲にしてまで石木ダム事業を強行することが許されるのかが問われています。



長崎県と佐世保市が行政の過ちを正さない限り、この裁判所以外に水没予定地に住む13世帯の住民たちを守ることはできません。裁判所におかれましてはこのことをご理解いただきますよう、私も心から願っております。

もう一言メッセージ